北九州市空き家リノベーション促進事業
（北九州空き家リノベ補助）
補助申請マニュアル

令和５年１０月

北九州市建築都市局都市再生推進部
空き家活用推進課

― 目 次 ―

１　注意事項　Ｐ1～2

２　補助金の手続きの前に（補助要件チェックシート）　Ｐ3～5

３　手続きの流れ　Ｐ6～13

（１）手続きの流れ①（空き家取得後リノベ型：耐震補助の申請を伴わない場合）　Ｐ7～8

（２）手続きの流れ②（リノベ済空き家購入型：耐震補助の申請を伴わない場合）　Ｐ9～10

（３）手続きの流れ③（空き家取得後リノベ型：耐震補助の申請を同時に行う場合（木造住宅のみ））　Ｐ11～13

４　補助金事前申込【電子申請】の手続き　Ｐ14～15

５　補助金交付申請（兼実績報告）【書類申請】の手続き　Ｐ16～39

（１）提出書類一覧及び補助金交付申請（兼実績報告）チェックシート　Ｐ16～19

（２）補助金交付申請書（兼実績報告）の記入要領　Ｐ20～26

（３）補助金交付申請書（兼実績報告）の添付資料等　Ｐ27～39

①住宅に関する書類　Ｐ27

②申請者に関する書類　Ｐ28～32

③工事施工業者に関する書類　Ｐ33～34

④工事内容に関する書類　Ｐ35～39

６　補助金交付請求の手続き　Ｐ40～42

（１）補助金交付請求チェックシート　Ｐ40

（２）補助金交付請求書の記入要領　Ｐ40～42

●補助対象工事　一覧表　Ｐ43

●補助対象工事　仕様表　Ｐ44～60

Ⓐエコ工事　断熱工事　Ｐ44～47

Ⓐエコ工事　高断熱浴槽ユニットバス設置工事　Ｐ48～49

Ⓐエコ工事　エコ住宅設備設置工事　Ｐ50～58

Ⓑ一般工事　Ｐ59～60

１　注意事項

■申請窓口について

・申請窓口は、北九州市建築都市局　空き家活用推進課（市役所本庁舎１３階）です。

・交付申請兼実績報告（書類申請）の受付時間は、土日、祝祭日、年末年始を除く平日の午前９時～午後４時３０分です。

・郵送される場合は、事前にご連絡のうえ、下記まで送付してください。

〒803-8501 北九州市小倉北区城内１番１号 北九州市建築都市局空き家活用推進課 「北九州市空き家リノベーション促進事業」宛

■申請者と市からの補助金の振込み先について

・工事代金を支払う方を申請者としてください。

・補助金は申請者本人名義の口座に振込みます。他の口座に振込むことはできません。

■市からの書類送付先について

・申請者は、補助金の事前申込、交付申請（兼実績報告）等の手続きを第三者（施工業者等）に代行させることができますが、市からの書類送付先は申請者本人となりますので、ご注意ください。

■他の補助事業の併用について

・当事業の補助金を他事業の補助金と併用する場合は、対象となる工事箇所が重複しないことを添付資料等により明確に示す必要があります。

■申請回数について

・当事業の申請回数は、原則として住宅の取得１回につき１度限りとします。

■印鑑について

・下記の様式に押印する印鑑は、認印で結構ですが、全て同じ印鑑を押印してください。（シャチハタ印は不可）

① 様式第１－２号【補助金（変更）交付申請書兼実績報告書（兼申請等事務代行届）】

② 様式第４号【補助金交付請求書】及び領収書兼請求書

・押印した印鑑が分からなくなる場合がありますので、提出した申請書のコピーをとっておくことをお薦めします。

・印影が不鮮明なものは受付けられませんので、鮮明な状態での押印をお願いします。

■補助金事前申込の変更・取り下げについて

・補助金事前申込後に申込内容に変更が生じた場合は、すみやかに申請窓口に連絡し、様式第 1-1 号補助金事前申込書（変更）【書類】を提出してください。

・補助金事前申込後に工事を取りやめる等、事前申込を取り下げる必要が生じた場合は、様式第６号補助金事前申込取下げ届【書類】を提出してください。

２　補助金の手続きの前に（補助要件チェックシート）

補助金を申請される方は、下記の申請タイプ・補助金をご確認のうえ、次ページの内容に沿って、補助要件に該当するかをご確認ください。

■補助金の申請タイプについて

・補助金の申請には、住宅の取得方法により、下記の２つの申請タイプに分かれます。

空き家取得後リノベ型

空き家を購入、賃借又は相続（生前贈与含む）した後に、市内業者と請負契約を締結し、補助対象工事を行うタイプ

リノベ済空き家購入型

買取再販事業者※1 が補助対象工事を実施した空き家を購入するタイプ。

※1　買取再販事業者とは、空き家を取得後、改修工事を実施して、販売する市内業者をいいます

補助要件簡易チェックシート

▶▶Check Point 1
申請タイプと補助対象者

申請タイプと空き家の取得方法が下記に該当する

空き家取得後リノベ型

空き家を取得した後に、市内業者と請負契約を締結し、補助対象工事を行うタイプ

空き家を購入された方、借りた方

- 空き家を購入・賃貸して、1年以内の方（事前申込時点）
- 賃貸の場合、所有者全員の同意が必要です

空き家を相続・生前贈与して、新たに住まれる方

- 相続・生前贈与した時期は問いません。
- 相続・生前贈与した住宅に現在お住まいになっていない、または、お住まいになってから1年以内の方（事前申込時点）
- 生前贈与の場合は、3親等以内の親族からの贈与で、贈与の登記が必須です

リノベ済空き家購入型

買取再販事業者※1が補助対象工事を実施した空き家を購入するタイプ

リノベーション済の空き家を購入された方

- 買取再販事業者※1が補助対象工事を実施した空き家を当該年度に購入した方

※1 買取再販事業者とは、空き家の改修工事を実施して販売する市内業者をいいます

はい ○ ↓

いいえ ↓ ✕ 補助対象外

▶▶Check Point 2 補助対象住宅

取得した市内の空き家は耐震性能がある（または耐震改修を行う）

市内の耐震性能のある空き家または耐震改修を行う空き家

昭和56年6月1日以降に工事着手した空き家

耐震性能OK!

戸建て・マンションどちらでも可!

昭和56年5月31日以前に工事着手した空き家

耐震診断で耐震性能の確認が必要!

戸建て・マンションどちらでも可!

空き家取得後リノベ型

耐震改修工事を行う場合、「北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業」の補助金を併用することができます。最大100万円（補助率4/5）の補助金がもらえます。

はい ○ ↓

いいえ ↓ ✕ 補助対象外

▶▶Check Point 3 補助対象工事

空き家取得後リノベ型　下記の補助対象工事を市内業者が請負ってこれから行う

リノベ済空き家購入型　買取再販事業者が下記の補助対象工事を行った空き家を購入した

Ⓐエコ工事

断熱工事

○開口部
（内窓設置、外窓交換、ガラス交換、ドア交換）
○屋根・天井・外壁・床

エコ住宅設備設置工事

○節水トイレ
○節湯水栓
○キッチン（節湯水栓及びビルトイン食器洗機を伴うもの）
○高効率給湯器
○太陽熱利用システム

高断熱浴槽ユニットバス設置工事

○高断熱浴槽のユニットバス

Ⓑ一般工事　Ⓐ「エコ工事」を含む工事費が100万円以上の場合に利用可能

はい ○　　いいえ ✕ 補助対象外

▶▶Check Point 4 補助金

若者・子育て世帯

若者・子育て世帯と同居・近居する親世帯も利用できます。

補助金 最大40万円

補助対象工事費×補助率1/3

補助対象工事
Ⓐエコ工事

または

補助対象工事
Ⓐエコ工事
＋
Ⓑ 一般工事

エコ工事を除く 工事費　うち上限10万円

若者世帯
申請者が39歳以下の世帯（事前申込時点）

子育て世帯
18歳未満の子※又は妊娠している方がいる世帯

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

● 若者・子育て世帯と同居・近居する親世帯とは…

同居　親世帯の申請者が子世帯（若者世帯又は子育て世帯に限る）と同一の補助対象住宅に居住すること

近居　親世帯の申請者が市内の子世帯（若者世帯又は子育て世帯に限る）の居住地と同一小学校区または直線距離概ね4km以内の補助対象住宅に居住すること

３　手続きの流れ

補助金を申請される方は、下記および次ページの「手続きの流れ」をご確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

【手続きの流れ（概要）】

（1）申請手続きの流れ①

【 空き家取得後リノベ型：耐震補助の申請を伴わない場合 】

① 空き家の購入・賃借・相続・生前贈与 申請者

※ 購入または賃借を行った日から１年以内に補助金の事前申込を行う必要があります。
※ 相続・生前贈与により取得して新たに居住する場合は、補助金の事前申込時点で当該住宅に居住を開始していないか、居住開始から１年以内に補助金の事前申込を行うことが必要です。

リノベーション工事の内容、施工業者、工期、金額が決まったら
★工事着手前までに、補助金事前申込が必要です。
（工事契約は、補助金事前申込の前にされても構いません。）

② 市ホームページより「補助金事前申込」【電子申請】を申し込みます。 申請者

※ 事前申込の手続きは、申請者（本人）又は事務代行者（申請者に代わり申請等の事務手続を代行する第三者）が行うことが可能です。
※ 事務代行者が事前申込を行った場合は、申請者（本人）に電話連絡させていただきます。
※ 補助金事前申込は、市のホームページより電子申請で行ってください。
電子申請ができない場合は、ご相談ください。
※ 補助金交付事前申込を申込するだけでは、補助金の交付の有無及び金額は確定しません。
必ず下記⑤の補助金交付申請兼実績報告【書類申請】を決められた期日までに提出し、「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」を受け取る必要があります。
※ 補助金の事前申込前に、着手した工事は対象になりません。
※ 補助金の事前申込をした工事を取り止める場合等は、すみやかに取下げ届出を行ってください。

③ 対象要件を満たす申請者に先着順で、市より「事前申込受付通知（メール）」を申請者（本人）へ送付します。 市

※ 事務代行者を届け出ている場合でも、申請者（本人）のみへ送付します。

④ リノベーション工事（着手→完了） 申請者

※ 工事着手日は、工事契約書の工期開始の日付とします。
※ 令和６年２月２８日までに工事を完了することが必要です。

⑤ 工事完了後２０日以内に、
市へ「補助金交付申請兼実績報告」【書類申請】を提出します。 申請者

※ 交付申請の手続きは、申請者（本人）又は事務代行者（申請者に代わり申請等の事務手続を代行する第三者）が行うことが可能です。
※ 工事完了日から起算して 20 日以内に必ず提出してください。
※ 最終提出締切日：令和６年２月２８日（１６時３０分まで）

⑥ 市より「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」を申請者（本人）へ送付します。 市

※ 事務代行者を届け出ている場合でも、申請者（本人）のみへ送付します。
※ ⑤「補助金交付申請兼実績報告」から⑥「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」の送付までに、約 2～4 週間程度かかる場合があります。

⑦ 市へ「補助金交付請求書」を提出します。 申請者

※ 補助金交付決定通知書兼額確定通知書の受領後、すみやかに請求手続きを行ってください。

市より、申請者の口座に補助金を振り込みます。 市

（2）申請手続きの流れ②

【 リノベ済空き家購入型：耐震補助の申請を伴わない場合 】

① 買取再販事業者が補助対象工事をした
リノベーション済みの空き家の購入　申請者

買取再販事業者にリノベーション工事の内容等を確認し、補助要件に該当する場合は
★売買契約後１年以内までに、補助金事前申込が必要です。

② 市ホームページより「補助金事前申込」【電子申請】を申し込みます。　申請者

※ 事前申込の手続きは、申請者（本人）又は事務代行者（申請者に代わり申請等の事務手続を代行する第三者）が行うことが可能です。
※ 事務代行者が事前申込を行った場合は、申請者（本人）に電話連絡させていただきます。
※ 補助金事前申込は、市のホームページより電子申請で行ってください。
電子申請ができない場合は、ご相談ください。
※ 補助金交付事前申込を申込するだけでは、補助金の交付の有無及び金額は確定しません。
必ず下記⑤の補助金交付申請兼実績報告【書類申請】を決められた期日までに提出し、「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」を受け取る必要があります。
※ 補助金の事前申込を取り止める場合等は、すみやかに取下げ届出を行ってください。

③ 対象要件を満たす申請者に先着順で、
市より「事前申込受付通知（メール）」を申請者（本人）へ送付します。　市

※ 事務代行者を届け出ている場合でも、申請者（本人）のみへ送付します。

④ 事前申込受付通知日（メール）又は住宅購入費用を支払った日から
２０日以内に、市へ「補助金交付申請兼実績報告」【書類申請】を提出します。　申請者

※ 交付申請の手続きは、申請者（本人）又は事務代行者（申請者に代わり申請等の事務手続を代行する第三者）が行うことが可能です。
※ 事前申込受付通知日（メール）又は住宅購入費用を支払った日から起算して 20 日以内に必ず提出してください。
※ 最終提出締切日：令和６年２月２８日（１６時３０分まで）

⑤ 市より「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」を申請者（本人）へ送付します。　市

※ 事務代行者を届け出ている場合でも、申請者（本人）のみへ送付します。
※ ④「補助金交付申請兼実績報告」から⑤「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」の送付までに、約２～４週間程度かかる場合があります。

⑥ 市へ「補助金交付請求書」を提出します。　申請者

※ 補助金交付決定通知書兼額確定通知書の受領後、すみやかに請求手続きを行ってください。

市より、申請者の口座に補助金を振り込みます。　市

（3）申請手続きの流れ③

【 空き家取得後リノベ型：耐震補助の申請を同時に行う場合（木造住宅のみ）】

- 昭和５６年５月以前に建築又は工事着手した住宅に当事業の補助金を申請する場合は、事前に耐震診断を行う必要があります。
- 耐震診断の結果、耐震性能が不足する場合は耐震補強計画を作成し、リノベーション工事と併せて耐震補強工事を行う必要があります。
- 耐震補強工事にあたり「北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業」の補助金を併用する場合の申請手続きの流れは、以下の通りです。
- 併用する場合は、「北九州市リノベーション促進事業（当事業）」と「北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業」のそれぞれの事業について、補助申請等の手続きが必要です。
- なお、北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業の詳しい申請方法は、市のホームページ等で別途ご案内しています。

① 空き家の購入・賃借・相続・生前贈与 申請者

※ 購入または賃借を行った日から１年以内に補助金の事前申込を行う必要があります。
※ 相続・生前贈与により取得して新たに居住する場合は、補助金の事前申込時点で当該住宅に居住を開始していないか、居住開始から１年以内に補助金の事前申込を行うことが必要です。

② 耐震診断を行い、耐震補強計画を作成します。 申請者

※ ①と②の順序は逆転しても構いません。

耐震補強工事の内容、施工業者、工期、金額が決まったら

★耐震改修工事の補助金交付申請は、工事契約前に手続きが必要です。
補助金交付申請から補助金交付決定まで１ヶ月程度を要します。
遅くとも工事契約の１ヶ月前までに、下記窓口にご相談のうえ、
「北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業」に必要な手続きを行ってください。
その際、「北九州市空き家リノベーション促進事業（当事業）」と「北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業」を併用することをお知らせください。

「北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業」問い合わせ先
北九州市建築都市局建築指導課　093-582-2531

リノベーション工事の内容、施工業者、工期、金額が決まったら

★工事着手前までに、補助金事前申込が必要です。

（リノベーションの工事契約は、補助金事前申込の前にされても構いません。）

③市ホームページより「補助金事前申込」【電子申請】を申し込みます。 申請者

※ 事前申込の手続きは、申請者（本人）又は事務代行者（申請者に代わり申請等の事務手続を代行する第三者）が行うことが可能です。
※ 事務代行者が事前申込を行った場合は、申請者（本人）に電話連絡させていただきます。
※ 補助金事前申込は、市のホームページより電子申請で行ってください。
電子申請ができない場合は、ご相談ください。
※ 補助金交付事前申込を申込するだけでは、補助金の交付の有無及び金額は確定しません。
必ず下記⑤の補助金交付申請兼実績報告【書類申請】を決められた期日までに提出し、「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」を受け取る必要があります。
※ 補助金の事前申込前に、着手した工事は対象になりません。
※ 補助金の事前申込をした工事を取り止める場合等は、すみやかに取下げ届出を行ってください。

③ 対象要件を満たす申請者に先着順で、市より「事前申込受付通知（メール）」を申請者（本人）へ送付します。 市

※ 事務代行者を届け出ている場合でも、申請者（本人）のみへ送付します。

④ リノベーション工事（着手→完了） 申請者

※ 工事着手日は、工事契約書の工期開始の日付とします。
※ 令和６年２月２８日までに、耐震補強工事とリノベーション工事が完了することが必要です。

⑤ 工事完了後２０日以内に、市へ「補助金交付申請兼実績報告」【書類申請】を提出します。 申請者

※ 交付申請の手続きは、申請者（本人）又は事務代行者（申請者に代わり申請等の事務手続を代行する第三者）が行うことが可能です。
※ 工事完了日から起算して 20 日以内に必ず提出してください。
※ 最終提出締切日：令和６年２月２８日（１６時３０分まで）

⑥ 市より「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」を申請者（本人）へ送付します。 市

※ 事務代行者を届け出ている場合でも、申請者（本人）のみへ送付します。
※ ⑤「補助金交付申請兼実績報告」から⑥「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」の送付までに、約 2～4 週間程度かかる場合があります。

⑦ 市へ「補助金交付請求書」を提出します。 申請者

※ 補助金交付決定通知書兼額確定通知書の受領後、すみやかに請求手続きを行ってください。

市より、申請者の口座に補助金を振り込みます。 市

４　補助金事前申込【電子申請】の手続き

- 補助金を申請される方は、事前申込が必要です。
  事前申込される前に、必ず次ページの「北九州市空き家リノベーション促進事業事前申込書同意事項」をお読みいただいたうえで、お申し込みください。
- 補助金を申請される方は、必ず下記の期日までに事前申込を行ってください。

空き家取得後リノベ型：工事着手前まで

リノベ済空き家購入型：売買契約後１年以内

＊申請タイプについては、Ｐ３をご覧ください。

- 補助金の事前申込は、下記の書類を準備のうえ、市のホームページ「北九州市空き家リノベーション促進事業」電子申請フォームよりお申し込みください。
  〇補助対象住宅の工事着手日がわかる書類
  （建築確認済証・検査済証・登記事項証明書（建物）など）
  〇補助対象住宅の取得の日がわかる書類
  （登記事項証明書（建物）・売買/賃貸借契約書など）
  〇補助対象工事内容がわかる書類（見積書など）

「北九州市空き家リノベーション促進事業」URL
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/k7400006.html

※事前申込の電子申請フォームは、令和５年１０月２日にホームページに掲載します。
※事前申込は、令和５年１０月２日から受付を開始します。

- 補助金の事前申込後、対象要件を満たす申請者本人に先着順で事前申込受付通知（メール）及び書類を送付します。
- 事前申込の手続きは、申請者本人または事務代行者（補助金の交付申請等の手続きを第三者に代行させる場合）が行うことが可能です。
  事務代行者が事前申込を行った場合は、市より申請者本人に電話連絡のうえ、申込内容を確認させていただいた後に、事前申込受付通知（メール）及び書類を送付します。
- 電子申請ができない方は、様式第１-1 号事前申込書【書類】に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。（郵送される場合は、事前にご連絡ください。）

【北九州市空き家リノベーション促進事業】
様式第１－１号（裏面）（第７条関係）

※同意事項をお読みいただいたうえでお申込みください。

北九州市空き家リノベーション促進事業事前申込書同意事項

１．北九州市空き家リノベーション促進事業補助金の交付

北九州市空き家リノベーション促進事業（以下「本事業」という。）は、「北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）」に規定する要件を満たす改修工事（以下「補助対象工事」という。）に対し、その費用の一部を補助するものです。

補助金を受けるためには、市の受付窓口に対し、下記の期日までに、事前申込を行うとともに、所定の交付申請書兼実績報告書を提出しなければいけません。

市は、提出された申請書類等により要件を満たすことを確認した場合、補助金の交付決定や額の確定の通知を行います。

これを受けて、所定の請求書により市に補助金の請求を行うことにより補助金が交付されます。

【事前申込の期日】	（空き家取得後リノベ型）	工事着手の日まで
	（リノベ済み空き家購入型）	空き家の取得日から１２ヶ月以内
【交付申請兼実績報告の期日】	（空き家取得後リノベ型）	工事完了の日から２０日以内
	（リノベ済み空き家購入型）	事前申込受付日から２０日以内

２．事務代行の手続き

申請者は、補助金の事前申込及び交付申請兼実績報告等の手続きを第三者に代行させることができます。

申請者は、手続きを代行させた場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。また、事務代行者が行う申請手続きについて、異議申し立てを行うことはできません。

３．申請情報の変更、取り下げ

申請者又は事務代行者は、申請書類等の提出から補助金の交付を受けるまでの間、以下の①～③の場合には、速やかに市の受付窓口に連絡し、その指示に従わなければなりません。

① 申請を取り下げる場合
② 対象工事に係る契約を解除した場合
③ 当該申請者の住所等の申請情報
　または補助対象工事の仕様その他申請書類等の記載事項に変更が生じた場合

４．資格確認のために必要な官公庁への照会

市は、申請者や施工業者について、暴力団関係者でないことなど補助金交付にかかる資格確認のため、必要な官公庁への照会を行います。

５．市が行う調査等

市は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、電話等による問合せや追加書類の提出、対象住宅への立ち入りを含めた現地確認の調査について協力を依頼する場合があります。

申請者等はこれらの調査等に協力しなければなりません。

６．補助金の交付決定の取り消し及び補助金返還

市は、申請者や施工業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができます。また、交付決定を取り消した場合で既に補助金を交付しているときには、補助金の返還をしなければなりません。

① 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
② 補助金を補助対象工事以外の使途に使用したとき
③ 補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき
④ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき
⑤その他市長が不適当と認める事由が生じたとき

7．当事業の情報発信への協力

市は、本事業の利用促進のため、利活用事例として、申請者から提出された工事写真等や事務代行を行った工事施工者の情報について、市のパンフレットやホームページなどの広報資料に活用し、情報発信を行います。なお、情報発信への協力は任意です。

５　補助金交付申請（兼実績報告）【書類申請】の手続き

- 補助金を申請される方は、必ず事前申込を行ったうえ、補助金交付申請（兼実績報告）を行ってください。
- 補助金の事前申込をされた方は、下記の期日までに補助金交付申請（兼実績報告）【書類申請】を必ず行ってください。

空き家取得後リノベ型：工事完了後２０日以内

リノベ済空き家購入型：事前申込受付通知日（メール）又は住宅購入費用を支払った日から２０日以内

＊申請タイプについては、P３をご覧ください。

- 補助金交付申請（兼完了実績）は、令和６年２月２８日（火）までに行ってください。期限までに申請されない場合は、補助金を受け取ることができません。

（１）提出書類一覧及び補助金交付申請（兼実績報告）チェックシート

- 必要な提出書類については、次ページの提出資料一覧及び P18～19 の補助金交付申請（兼実績報告）チェックシートで確認し、ご準備ください。
- 提出前に必要書類が揃っていることを確認し、チェックシートの「提出」欄の□にチェックしてください。
- 耐震補助の申請を行っている場合は、一部の重複する書類の提出を省略することができます（内容に変更がない場合）。
  その場合は、補助金交付申請チェックシートの「省略」欄の□にチェックしてください。
- チェックシートは、申請書類と一緒に提出してください。

■提出資料一覧

空き家取得後リノベ型

1（共通） 【様式 1-2 号】 補助金交付申請書 兼実績報告 及び 同意事項	2（共通） 【様式 1-2 号（別紙）】 算出根拠	4（共通） 補助金交付申請 兼実績報告 チェックシート	5～6（共通） 住宅に関する書類 （耐震性能の確認）	7～10（共通） 申請者に関する書類① （取得・居住状況の確認）
11（共通） 納税証明書 （市税に滞納がないことの証明書）	12～14（共通） 申請者に関する書類② （若者世帯/子育て世帯/これらの世帯と同居・近居する親世帯のみ）	15（共通） 工事施工業者に関する書類 【様式9号】 代表者・役員リスト	16～18（共通） 工事内容に関する書類① ・住宅の位置図 ・図面 ・工事写真	19～21 工事内容に関する書類② ・工事請負契約書等 ・見積書・内訳書等 ・領収書

リノベ済空き家購入型

1（共通） 【様式 1-2 号】 補助金交付申請書 兼実績報告 及び 同意事項	2（共通） 【様式 1-2 号（別紙）】 算出根拠	4（共通） 補助金交付申請 兼実績報告 チェックシート	5～6（共通） 住宅に関する書類 （耐震性能の確認）	7～10（共通） 申請者に関する書類① （取得・居住状況の確認）
11（共通） 納税証明書 （市税に滞納がないことの証明書）	12～14（共通） 申請者に関する書類 （若者世帯/子育て世帯/これらの世帯と同居・近居する親世帯のみ）	15（共通） 工事施工業者に関する書類 【様式9号】 代表者・役員リスト	16～18（共通） 工事内容に関する書類① ・住宅の位置図 ・図面 ・工事写真	22～24 工事内容に関する書類② ・建物売買契約書 ・【様式 10 号】 補助対象工事説明書 ・住宅購入費用の支払いがわかる書類

※詳細は、P18～19 の補助金交付申請（兼実績報告）チェックシートで確認してください。

共通様式

北九州市空き家リノベーション促進事業　補助金交付(兼実績報告)申請書類（添付書類）等一覧

＜補助金交付申請(兼実績報告)　チェックシート＞

必要な書類が揃っていることを確認し、左の「提出」欄の□にチェックしてください。　　□ 耐震補助申請あり

	提出	省略		
1	□	―	原本	【様式第１-2号】(1/2)補助金交付申請書兼実績報告書　及び　(2/2)補助金交付申請書同意事項
2	□	―	原本	【様式第１-2号(別紙)】算出根拠
3	□	―	コピー	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金申請書の写し　※申請している場合のみ
4	□	―	原本	チェックシート（本紙）

【添付資料】

住宅に関する書類

	提出	省略		
5	□	□	S56.6.1以降に工事着手した住宅の場合	補助対象住宅の工事着手年月を証する書類 兼　耐震性能を有することを証する書類　※以下のいずれか □ コピー　S56.6.1以降に建築確認がなされた建築確認済証の写し □ コピー　S58.4.1以降に検査がなされた検査済証の写し □ 原本　S58.4.1以降に表示登記された登記簿謄本、登記事項証明書（建物）
6	□	□	S56.5.31以前に工事着手した住宅の場合	補助対象住宅の工事着手年月を証する書類　※以下のいずれか □ コピー　S56.5.31以前に建築確認がなされた建築確認済証の写し □ コピー　S56.5.31以前に検査がなされた検査済証の写し □ 原本　S56.5.31以前に表示登記された登記簿謄本、登記事項証明書（建物） 耐震性能を有することを証する書類　※以下のいずれか □ コピー　耐震診断結果報告書の写し □ 原本　建築士等が発行する耐震基準適合証明書 □ コピー　補強計画書の写し □ 原本　及び耐震改修工事が完了したこと証する書類（本事業と併せて耐震改修工事を行った場合のみ）

申請者に関する書類

7	□	―	―	取得者等であることを証する書類
			新たに購入または賃借する場合	※以下のいずれか □ 原本　登記簿謄本,登記事項証明書(建物)　□ コピー　売買・賃貸借契約書の写し □ コピー　その他、購入又は賃借の予約等を行ったことを証する書類の写し
			相続して新たに居住する場合	※以下の**全て** □ 原本　登記簿謄本,登記事項証明書(建物)　□ 原本　現居住地の住民票 □ 原本　法定相続情報一覧図等、相続したことを証する書類(登記で確認できる場合不要)
8	□	―	賃借人が所有者の同意を得て申請する場合	□ 原本　【様式第8号】所有者全員の同意書 □ 原本　登記簿謄本,登記事項証明書(建物)
9	□	―	―	補助対象住宅に居住することを証する書類
			工事する住宅の居住予定者が申請する場合	※以下のいずれか　「住所」が補助対象住宅の住所であるもの □ 原本　申請者の住民票 □ 原本　納税証明書（市税に滞納がないことの証明書。申請日の前3ヶ月以内に発行されたもの） □　住所を変更していないので、交付請求時までに住所を変更した住民票を提出します
10	□	―	親族が申請する場合	□ 原本　親族(3親等以内)であることを確認できる住民票や戸籍謄本
11	□	□	原本	納税証明書（市税に滞納がないことの証明書。申請日の前3ヶ月以内に発行されたもの） ※ 本市の課税履歴がない等の理由で納税証明書が発行できなかった場合は、下記の書類が必要になります。 □ 原本　現居住地の住民票 □ 原本　申立書
12	□	―	若者世帯の場合	□ 原本　申請者の住民票
13	□	―	子育て世帯の場合	□ 原本　申請者の世帯全員の住民票 □ コピー　出産予定の子がいる場合は、母子健康手帳等診断の経過がわかる書類の写し
14	□	―	若者・子育て世帯と同居・近居する親世帯の場合	□ 原本　申請者及び子世帯の住民票 □ 原本　申請者と子世帯の親族関係がわかる書類

（次ページへ）

工事施工業者に関する書類				
15	□	□	ー	【様式第9号】代表者・役員リスト　※元請業者のみ

工事内容に関する書類				
16	□	□	ー	工事を行う住宅の位置図（附近見取図）
17	□	ー	ー	施工箇所及び施工内容を記載した図面
18	□	ー	ー	工事写真等 ・工事着工前、工事完了後の写真 ※断熱改修など完成後に**工事部分が隠れる場合は、施工中の写真も必要**です。 ・対象工事の仕様・性能・寸法、機器等の型番、製品番号等の分かる写真等 ※工事写真の撮り方など詳しくは、補助申請マニュアルをご覧ください。 ※写真で確認できない場合は、メーカーの納品書、出荷伝票等
≪空き家取得後リノベ型の場合≫				
19	□	ー	コピー	契約書・注文書などの写し
20	□	ー	コピー	補助対象工事にかかる経費がわかる明細書（内訳書・見積書等）の写し （補助対象工事の項目にマーカー等で印を付けたもの）
21	□	ー	コピー	工事施工業者が発行した領収書の写し
≪リノベ済空き家購入型の場合≫				
22	□	ー	コピー	建物売買契約書の写し
23	□	ー	原本	【様式第10号】補助対象工事説明書
24	□	ー	コピー	住宅購入費用を支払ったことがわかる書類

※注意事項	
□	後に提出する書類には、**本交付申請に押印したものと同一の印鑑の押印が必要**です。
□	耐震補助の申請を行っている場合は、一部の重複する書類の提出を省略することができます。 「耐震補助申請あり」にチェックし、各書類の「省略」欄にチェックしてください。 ただし、提出済みの書類の内容に変更がある場合は、省略せず提出してください。

（2）補助金交付申請書（兼実績報告）の記入要領

補助金交付申請書は、下記の記入要領及び P23～26 の記入例を参考に記入してください。

■<u>様式第１－２号【補助金（変更）交付申請書兼実績報告（兼申請等事務代行届）】[1/2] [2/2]</u>

〇事前申込受付番号

・事前申込受付通知（メール）及び書類に記載された「事前申込受付番号」を記入してください。

〇申請タイプ

・申請タイプについては、下記のどちらに該当するか、Ｐ３でご確認のうえ、チェックしてください。

空き家取得後リノベ型

リノベ済空き家購入型

〇補助対象世帯

・補助対象住宅に居住し、「若者世帯」「子育て世帯」「若者・子育世帯と近居・同居する親世帯」に該当する世帯が対象になります。

補助金の上限額は、４０万円です。

該当する世帯にチェックしてください。

若者世帯　申請者が 39 歳以下の世帯（事前申込時点）

子育て世帯　18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にいる者または妊娠している方がいる世帯申請者（事前申込時点）

●若者・子育て世帯と近居・同居する親世帯とは…

同　居　親世帯の申請者が子世帯（若者世帯又は子育て世帯に限る）と同一の補助対象住宅に居住すること

近　居　親世帯の申請者が市内の子世帯（若者世帯又は子育て世帯に限る）の居住地と同一小学校区または直線距離概ね４㎞の補助対象住宅に居住すること

①申請者の情報

■補助対象者について

・申請者となる補助対象者は、市内にある補助対象住宅を購入・賃借または相続・生前贈与し、新たに自ら居住するために補助対象工事を実施する下記に該当する方です。

空き家取得後リノベ型

(1)　新たに空き家を購入して１年以内に補助金の事前申込を行う方

(2)　新たに空き家を賃借して１年以内に補助金の事前申込を行う方で、所有者全員の同意を得た方　※所有者全員の同意書が必要です。

(3)　相続（生前贈与含む）により取得した空き家に新たに居住する方で、事前申込時点で当該住宅に居住を開始していないか、居住開始から１年以内に補助金の事前申込を行う方

＊相続の時期は問いません。

＊生前贈与は、３親等以内の親族からの生前贈与で贈与の登記が必須です。

リノベ済空き家購入型

(1)　買取再販事業者※が補助対象工事を実施した空き家を購入して、１年以内に補助金の事前申込を行う方

※買取再販事業者とは、空き家を取得後、改修工事を実施して販売する市内業者をいいます。

〇市税に滞納がない方

〇暴力団員でない、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない方

※空き家とは、
居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅をいう。

・申請者氏名と住所は、納税証明書の通りに記入してください。（旧字等に注意）

・電話番号は、普段連絡がつく番号を記入してください。（携帯電話可）

・取得者等と異なる親族（３親等以内）が居住する場合や、居住者と異なる親族（３親等以内）が工事費用を支払う場合も、申請は可能です。その場合、工事費用を支払う方を申請者としてください。（親族であることが確認できる住民票や戸籍謄本等の添付が必要です。）

・申請者が申請対象住宅に居住する方（またはその親族）であることを確認するため、「工事する住宅の居住者・居住予定者」または「工事する住宅の居住者・居住予定者の親族（３親等以内）」欄にチェックしてください。

②事務代行者の情報

・補助金の交付申請等の手続きを第三者に代行させる場合は、「②事務代行者の情報」欄に必要事項を記入してください。

③工事施工業者の情報

・申請タイプにより、工事施工業者もしくは買取再販事業者の情報を記入してください。工事施工業者もしくは買取再販事業者は、「市内業者」（北九州市内にある支社、支店、営業所等を含む）であることが必要です。

空き家取得後リノベ型：「工事施工業者」を記入

リノベ済空き家購入型：「買取再販事業者」を記入

■様式第１－２号【別紙】算出根拠

空き家取得後リノベ型

・該当する補助対象工事の各メニューの□にチェックして、補助対象工事の経費が確認できる明細書（見積書・内訳書等）から、それぞれの補助対象工事費（税抜き）を抜き出し、記入してください。

リノベ済空き家購入型

・該当する補助対象工事の各メニューの□にチェックして、様式第 10 号補助対象工事説明書から、補助対象工事費の合計額（税抜き）を抜き出し、記入してください。

共通

・他の補助事業を併用する場合は、様式第１－２号（別紙）【算出根拠】に各補助事業の対象工事費を記入し、対象工事箇所が重複しないことを示す資料を添付してください。
（例）図面や見積書等をマーカーで色分けしたもの

共通様式

【北九州市空き家リノベーション促進事業】
様式第１－2号（1/2）（要綱第８条関係）

令和　○　年　○　月　○　日

受付窓口にて受付した日を記入

北九州市長　武内　和久　様

北九州市空き家リノベーション促進事業補助金(変更)交付申請書
兼実績報告（兼申請等事務代行届）

本申請書の記載内容、別紙の「北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付申請書同意事項（以下、同意事項）」を確認の上、補助金交付申請を行います。

該当項目の□にチェック

○ 事前申込受付番号	R５ － ○○○
○ 申請タイプ	☑空き家取得後リノベ型　（ ☑購入　□賃借　□相続　□生前贈与）　□リノベ済空き家購入型
○ 耐震改修の有無	□耐震改修を行う（ □耐震補助あり　□耐震補助なし　）　☑耐震改修を行わない
○ 補助対象の確認	☑若者世帯　□子育て世帯　□若者・子育て世帯と同居・近居する親世帯

① 申請者の情報				
※ 本欄に記名・押印し、市の受付窓口に提出することにより、同意事項に同意したことになります。	住所	（〒 803 － 0000 ） 北九州市小倉北区○○○○１－１ 住宅の名称（共同住宅の場合記入）		
	氏名 ※必ず自署してください	フリガナ　キタキュウ　タロウ ＜本人自署＞　北九　太郎 ☑工事する住宅の居住者・居住予定者 □工事する住宅の居住者・居住予定者の親族（3親等以内） ※後日提出する請求書など、全て同一の印鑑の押印が必要です。	印 シャチハタ不可	性別　☑男・□女
	連絡先	（０９３）０００－００００	生年月日	M・T・S・H　○○年　○月　○日

受付日時点の住所を記入
住所・氏名は納税証明書の通りに
（旧字等に注意）

シャチハタは不可です
印影が確認できるように

普段連絡がつく電話番号（携帯可）

② 事務代行者の情報				
※ 申請等の事務手続を代行させる場合は、右欄に必要事項を記入してください。	住所 （所在地）	北九州市門司区○○○○１－１		
	氏名 （事業者名等）	（会社名・事業所名・代表取締役名） ㈱○○工務店 代表取締役　○○　○○	（代表取締役） 印	フリガナ　モジ　ハナコ 門司　花子　（担当者）印 シャチハタ不可
	連絡先	（０９３）１１１－１１１１	ＦＡＸ	（０９３）１１１－２２２２

③ 工事施工業者の情報		
	所在地	☑同上　※事務代行者と同じ場合はチェックし、下記項目は記入不要です。 北九州市
	名称	
	連絡先	（　　）　－

④ 工事する住宅の情報		
※ 申請年度の２月２８日までに完了する工事が対象となります。	所在地	☑同上　※「申請者の現住所」と同じ場合はチェックし、「所在地」は記入不要です。 北九州市　工事する住宅の住所（申請者の現住所と異なる場合） 住宅の名称（共同住宅の場合記入）
	工事着手日・工事完了日	令和　○年　○月　○日　～　令和　○年　○月　○日

⑤ 交付申請額		
	様式第１－２号別紙「算出根拠」の補助金交付申請額	(Y)　円

○ 情報発信への協力	
	※情報発信への協力は任意です。ご協力いただける場合は、下記に☑してください。
	☑ 本事業の利用促進のため、提出する工事写真について、市のパンフレットやホームページなどの広報資料に利活用の事例として掲載することに同意します。
	☑ 本事業の利用促進のため、事務代行を行った工事施工業者の情報（住所・会社名・連絡先）について、市のホームページなどの広報資料に利活用の事例として掲載することに同意します。

任意です

○ 確認事項	
	☑ 本事業の補助対象工事について、他の補助金を申請していません。

【北九州市空き家リノベーション促進事業】
様式第１－２号（2/2）（要綱第８条関係）

**※同意事項をお読みいただいたうえで
１ページ目に記名・押印をお願いします。**

北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付申請書同意事項

１．北九州市空き家リノベーション促進事業補助金の交付

北九州市空き家リノベーション促進事業（以下「本事業」という。）は、「北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）」に規定する要件を満たす改修工事（以下「補助対象工事」という。）に対し、その費用の一部を補助するものです。

補助金を受けるためには、市の受付窓口に対し、下記の期日までに、事前申込を行うとともに、所定の交付申請書兼実績報告書を提出しなければいけません。

市は、提出された申請書類等により要件を満たすことを確認した場合、補助金の交付決定や額の確定の通知を行います。

これを受けて、所定の請求書により市に補助金の請求を行うことにより補助金が交付されます。

【事前申込の期日】	（空き家取得後リノベ型）	工事着手の日まで
	（リノベ済み空き家購入型）	空き家の取得日から１２ヶ月以内
【交付申請兼実績報告の期日】	（空き家取得後リノベ型）	工事完了の日から２０日以内
	（リノベ済み空き家購入型）	事前申込受付日から２０日以内

２．事務代行の手続き

申請者は、補助金の交付申請兼実績報告等の手続きを第三者に代行させることができます。

申請者は、手続きを代行させた場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。また、事務代行者が行う申請手続きについて、異議申し立てを行うことはできません。

３．申請情報の変更、取り下げ

申請者又は事務代行者は、申請書類等の提出から補助金の交付を受けるまでの間、以下の①～③の場合には、速やかに市の受付窓口に連絡し、その指示に従わなければなりません。

① 申請を取り下げる場合
② 対象工事に係る契約を解除した場合
③ 当該申請者の住所等の申請情報
　または補助対象工事の仕様その他申請書類等の記載事項に変更が生じた場合

４．資格確認のために必要な官公庁への照会

市は、申請者や施工業者について、暴力団関係者でないことなど補助金交付にかかる資格確認のため、必要な官公庁への照会を行います。

５．市が行う調査等

市は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、電話等による問合せや追加書類の提出、対象住宅への立ち入りを含めた現地確認の調査について協力を依頼する場合があります。

申請者等はこれらの調査等に協力しなければなりません。

６．補助金の交付決定の取り消し及び補助金返還

市は、申請者や施工業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができます。交付決定を取り消した場合で既に補助金を交付しているときには、申請者は補助金の返還をしなければなりません。

① 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
② 補助金を補助対象工事以外の使途に使用したとき
③ 補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき
④ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき
⑤ その他市長が不適当と認める事由が生じたとき

7．当事業の情報発信への協力

市は、本事業の利用促進のため、利活用事例として、申請者から提出された工事写真等や事務代行を行った工事施工者の情報について、市のパンフレットやホームページなどの広報資料に活用し、情報発信を行います。なお、情報発信への協力は任意です。

空き家取得後リノベ型　リノベ済空き家購入型　共通様式

空き家取得後リノベ型

空き家取得後リノベ型の記入例

【北九州市空き家リノベーション促進事業】
様式第１-２号（別紙）（要綱第８条関係）

【算出根拠】

補助対象工事			補助対象工事費（税抜き）
エコ工事	断熱工事		
		☐ 内窓設置	0 円
		☑ 外窓交換	200,000 円
		☐ ガラス交換	0 円
		☐ ドア交換	0 円
		☐ 外壁、屋根・天井、床の断熱改修	0 円
		断熱工事　計 (a)	200,000 円
	高断熱浴槽ユニットバス設置工事		
		☐ 高断熱浴槽のユニットバス	800,000 円
		高断熱浴槽ユニットバス設置工事　計 (b)	800,000 円
	エコ住宅設備設置工事		
		☐ 節水型トイレ	0 円
		☐ 節湯水栓	0 円
		☐ キッチン(節湯水栓又はビルトイン食器洗機を伴うもの)	0 円
		☐ 高効率給湯器	0 円
		☐ 太陽熱利用ｼｽﾃﾑ	0 円
		エコ住宅設備設置工事　計　(c)	0 円
エコ工事補助対象工事費の合計 (a)＋(b)＋(c)　（税抜き）　（ア）			1,000,000 円

一般工事　※該当される方のみ入力	
エコ工事を含む一定規模（100万円）以上の改修工事合計（税抜き）　（イ）	2,500,000 円
一般工事補助対象工事費の合計 (イ)－(ア)（税抜き）　（ウ）	300,000 円

補助対象工事費の合計 (ア)＋(ウ)　（税抜き）　（エ）	1,300,000 円

請負工事費（全体）　（税抜き）		2,500,000 円
内訳（税抜き）	今回補助対象工事費（エ）	1,300,000 円
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金対象工事費	0 円
	介護保険・すこやか住宅改造助成事業対象工事費	0 円
	上記以外の補助事業対象工事費（補助事業名：　　）	0 円
	補助対象以外の工事費	1,200,000 円

今回補助対象工事費（エ）　×１／３	433,333 円

補助金交付申請額（2千円未満切捨て）　（オ）	400,000 円

※上限４０万円

見積書や工事内容内訳書から補助対象工事費を抜き出し記入（消費税は含まない）
※図面や見積書・工事内容内訳書の該当箇所にマーカーで印を付けるなど根拠を明確に

該当項目の☐にチェック

「エコ工事」補助対象工事費の合計額が 120 万円未満の場合に利用できます

「一般工事」で利用できる補助金の上限額は 10 万円（補助対象工事費上限 30 万円）です

他の補助事業を併用する場合は、それぞれの補助対象箇所が重複しないことを示す根拠資料を添付してください
例）図面・見積書をマーカー等で色分けしたもの

共通様式

リノベ済空き家購入型の記入例

【北九州市空き家リノベーション促進事業】
様式第１-２号（別紙）（要綱第８条関係）

【算出根拠】

補助対象工事			補助対象工事費（税抜き）
エコ工事	断熱工事		
		☐ 内窓設置	0 円
		☑ 外窓交換	円
		☐ ガラス交換	0 円
		☐ ドア交換	0 円
		☐ 外壁、屋根・天井、床の断熱改修	0 円
		断熱工事　計 (a)	0 円
	高断熱浴槽ユニットバス設置工事		
		☐ 高断熱浴槽のユニットバス	円
		高断熱浴槽ユニットバス設置工事　計 (b)	0 円
	エコ住宅設備設置工事		
		☐ 節水型トイレ	0 円
		☐ 節湯水栓	0 円
		☐ キッチン(節湯水栓又はビルトイン食器洗機を伴うもの)	0 円
		☐ 高効率給湯器	0 円
		☐ 太陽熱利用ｼｽﾃﾑ	0 円
		エコ住宅設備設置工事　計　(c)	0 円
エコ工事補助対象工事費の合計 (a)＋(b)＋(c)　（税抜き）　（ア）			1,500,000 円

該当項目の☐にチェック

【様式第 10 号】
補助対象工事説明書から
補助対象工事費の合計額
を抜き出し記入
（消費税は含まない）
※各メニューの補助対象工事費
は記入しない

一般工事　※該当される方のみ入力	
エコ工事を含む一定規模（100万円）以上の改修工事合計（税抜き）　（イ）	0 円
一般工事補助対象工事費の合計 (イ)－(ア)（税抜き）　（ウ）	対象外 円

補助対象工事費の合計 (ア)＋(ウ)　（税抜き）　（エ）	1,500,000 円

請負工事費（全体）　（税抜き）		1,500,000 円
内訳（税抜き）	今回補助対象工事費（エ）	1,500,000 円
	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金対象工事費	0 円
	介護保険・すこやか住宅改造助成事業対象工事費	0 円
	上記以外の補助事業対象工事費 （補助事業名：　　）	0 円
	補助対象以外の工事費	0 円

今回補助対象工事費（エ）　×１／３	500,000 円

補助金交付申請額（2千円未満切捨て）　（ オ ）	400,000 円

※上限４０万円

（３）補助金交付申請書（兼実績報告）の添付書類等

必要な提出書類をP18～19の補助金交付申請（兼実績報告）チェックシートで確認し、ご準備ください。

① 住宅に関する書類

申請する建物が補助対象住宅（耐震性能のある空き家または耐震改修を行う空き家）であることを証するために必要な資料です。

「工事着手年月を称する書類」と「耐震性能を有することを証する書類」の提出が必要です。

昭和５６年６月１日以降に工事着手した住宅の場合

◎工事着手年月を証する書類　兼　耐震性能を有することを証する書類

＜下記のいずれか＞

■昭和５６年６月１日以降に建築確認がなされた建築確認済証の写し

■昭和５８年４月１日以降に検査がなされた検査済証の写し

■昭和５８年４月１日以降に表示登記された登記簿謄本、登記事項証明書

（登記簿謄本、登記事項証明書は申請書提出日の前３ヶ月以内に発行されたもの）

昭和５６年５月３１日以前に工事着手した住宅の場合

◎工事着手年月を証する書類

＜下記のいずれか＞

■昭和５６年５月３１日以前に建築確認がなされた建築確認済証の写し

■昭和５６年５月３１日以前に検査がなされた検査済証の写し

■昭和５６年５月３１日以前に表示登記された登記簿謄本、登記事項証明書

（登記簿謄本、登記事項証明書は申請書提出日の前３ヶ月以内に発行されたもの）

◎耐震性能を有することを証する書類

＜下記のいずれか＞

■耐震診断結果報告書の写し

■建築士等が発行する耐震基準適合証明書

■補強計画書の写し

及び耐震改修工事が完了したこと証する書類（本事業と併せて耐震改修工事を行った場合のみ、北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業の完了実績報告書の写し等を提出してください。）

② 申請者に関する書類

申請者が空き家を取得した補助対象者（P21 参照）であること、また、若者世帯・子育て世帯・これらの世帯と同居・近居する親世帯（P20 参照）については、上乗せ補助対象世帯に該当することを証するために必要な資料です。

なお、空き家の取得者等と異なる親族（３親等以内）が居住する場合や、居住者と異なる親族（３親等以内）が工事費用を支払う場合も、申請は可能です。

その場合は工事費用を支払う方を申請者とし、下記の資料に加えて**親族であることが確認できる住民票や戸籍謄本等（原本）**を添付してください。

空き家の購入者の場合

空き家取得後リノベ型：空き家の購入者

リノベ済空き家購入型：リノベーション済の空き家の購入者

＜下記のいずれか＞

■**登記簿謄本または登記事項証明書（建物）の原本**

（申請書提出日の前３ヶ月以内に発行されたもの）

（法務局にて発行しています。
門司区、小倉北区、小倉南区、戸畑区
→福岡法務局北九州支局（小倉北区城内５番１号（小倉合同庁舎））
若松区、八幡東区、八幡西区
→福岡法務局八幡出張所（八幡西区樋口町７番１号））

■**補助対象住宅の売買契約書の写し**

■**その他購入の予約等を行ったことを証する書類**

空き家の賃借者の場合

空き家取得後リノベ型：空き家の賃借者

■**様式第８号【所有者全員の同意書】**

＊Ｐ32 の記入例を参考に作成してください。

■**登記簿謄本または登記事項証明書（建物）の原本**

＜上記２点に加え、下記のいずれか＞

■**補助対象住宅の賃貸借契約書の写し**

■**その他賃借の予約等を行ったことを証する書類**

相続した空き家に新たに居住する場合

空き家取得後リノベ型：空き家を相続して新たに住まれる方

＜下記の全て＞

■住民票（現住所への異動日及び前住所が確認できるもの）

※相続した空き家に現在住んでいない、もしくは住み始めて１年以内であることを確認します。

■登記簿謄本または登記事項証明書（建物）の原本

（申請書提出日の前３ヶ月以内に発行されたもの）

■その他相続したことを証する書類

（法定相続情報一覧図の写し等。登記上で確認できる場合は不要）

※相続登記をしていない場合は、申請者が相続人であることを確認するため、戸籍等の書類が必要です。

生前贈与された空き家に新たに居住する場合

空き家取得後リノベ型：空き家を生前贈与して新たに住まれる方

＜下記の全て＞

■住民票（現住所への異動日及び前住所が確認できるもの）

※生前贈与された空き家に現在住んでいない、もしくは住み始めて１年以内であることを確認します。

■登記簿謄本または登記事項証明書（建物）の原本

（申請書提出日の前３ヶ月以内に発行されたもの）

※贈与の登記が必須です。

■その他生前贈与したことを証する書類

（親族（３親等以内）であることが確認できる住民票や戸籍謄本等（原本））

補助対象住宅に居住することの確認書類

＜下記のいずれか＞

■申請者の住民票

■申請者本人の納税証明書の原本（申請書提出日の前３ヶ月以内に発行されたもの）

※補助対象住宅に居住することを証するために必要な書類です。「住所」が補助対象住宅の住所に変更されたものを提出して下さい。なお、交付申請時に住所変更ができない場合、交付請求時までに提出して下さい。その場合は事前にご相談ください。

【補助対象世帯の確認】

若者世帯の場合＜下記の全て＞

■住民票（申請者のみ：氏名と生年月日が確認できるもの）

子育て世帯の場合＜下記の全て＞

■住民票（世帯全員：氏名、生年月日、続柄（子）が確認できるもの）

■出産の予定の子がいる場合は、母子健康手帳等診断の経過がわかる書類の写し

若者・子育て世帯と同居する親世帯の場合＜下記の全て＞

■住民票（申請者（親世帯）のみ：氏名、生年月日、住所が確認できるもの）

■住民票（子世帯全員：氏名、生年月日、住所、続柄（子）が確認できるもの）

■親世帯と子世帯の親子関係が確認できる住民票や戸籍謄本等（原本）

＊親世帯と子世帯が同居（同一住所）していることを確認します。

＊子世帯が若者世帯や子育て世帯に該当することを確認します。

若者・子育て世帯と近居する親世帯の場合＜下記の全て＞

■住民票（申請者（親世帯）のみ：氏名、生年月日、住所が確認できるもの）

■住民票（子世帯全員：氏名、生年月日、住所、続柄（子）が確認できるもの）

■親世帯と子世帯の親子関係が確認できる住民票や戸籍謄本等（原本）

＊親世帯と子世帯が近居していることを確認します。

＊子世帯が若者世帯や子育て世帯に該当することを確認します。

共通

■申請者本人の納税証明書の原本

（申請書提出日の前３ヶ月以内に発行されたもの）

市税に滞納がないことを証するために必要な資料です。住民税の課税非課税に関わらず、必ず添付してください。（市税には住民税のほか、固定資産税、都市計画税、軽自動車税などがあります。）

納税証明書は、各区役所内の市税事務所市民税課若しくは税務課、または各区出張所で受付・発行しています（お住まいの区に関係なく、全ての区役所・出張所で受付・発行しています）。窓口で提出する「市税証明交付申請書」に「北九州市空き家リノベーション促進事業」と記入し、「市税に滞納がないことの証明」にチェックしてください。

＜納税証明書が発行できない場合＞

市外にお住まいで、かつ過去に北九州市からの課税履歴がない等の理由により、納税証明書が発行できない場合があります。その場合は、下記の書類をご提出ください。

■現居住地の住民票

■申立書（指定様式）

・市外に住所がある方でも、過去に北九州市から市民税や固定資産税などを課税されたことがある場合は、証明書の発行が可能です。

・過去に課税されたことがない方でも、市内に住所があれば証明書の発行が可能です。

共通様式

【北九州市空き家リノベーション促進事業】
様式第８号（要領第６条関係）

賃借人が所有者の同意を得て申請する場合に提出してください。

令和　　年　　月　　日

北九州市長　武内　和久　様

同意書

以下について、同意します。

① 下記の住宅について、補助金交付申請者が住宅改修工事を行い、「北九州市空き家リノベーション促進事業」の補助金交付を受けること
② 当該住宅の補助金交付を受けた工事内容については、賃貸借契約における原状回復義務を免除し、相当の期間継続して使用すること

【住宅の所在地】（共同住宅の場合はマンション名、室号まで記載）

北九州市小倉北区〇〇〇１－１

所有者本人の自署
所有者本人の印鑑

（所有者住所）　北九州市八幡西区〇〇〇２－２
（所有者氏名）　八幡　二郎　印

（所有者住所）　北九州市若松区〇〇３－３　△マンション１０１号
（所有者氏名）　若松　花子　印

（所有者住所）
（所有者氏名）　印

（建物の）所有者全員の同意が必要です。

必ず本人が
自署してください。

〈本人自署〉
（補助金交付申請者住所）　北九州市小倉北区〇〇〇１－１
（補助金交付申請者氏名）　北九　太郎

※確認書類として、登記簿謄本（原本）を添付すること。
※共有の場合は所有者全員を書くこと。

③ 工事施工業者に関する書類

■<u>様式第９号【工事施工業者（元請）代表者・役員リスト】</u>

＊次ページの記入例を参考に作成してください。

＊契約を締結した全ての施工業者のリストが必要です。

（契約業者ごとにリストを作成してください。）

＊法人でない場合は、代表者について記載してください。

＊本社契約でなく、支店等の代表者と契約を締結する予定である（支店等の代表者名で見積書が発行されている）場合は、その支店等の代表者について記載してください。

【北九州市空き家リノベーション促進事業】
様式第９号（要領第６条関係）

複数の施工業者と契約する場合、
契約業者ごとに本リストを作成してください。

工事施工業者（元請）代表者・役員リスト

補助金交付申請者の氏名を記入してください。

申 請 者 名：北九　太郎

施工業者名：〇〇〇建設株式会社

施工業者（元請）の正式名称を記入してください。支店等の場合は支店名等まで。

氏名（カナ）	氏名（漢字）	生年月日 元号 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	日	性別 男性：M 女性：F	備考
ｺｸﾗ ﾀﾛｳ	小倉　太郎	S	20	4	1	M	
ﾔﾊﾀ ｼﾞﾛｳ	八幡　二郎	S	30	5	1	M	
ﾜｶﾏﾂ ﾊﾅｺ	若松　花子	S	35	6	1	F	

会社役員全員について記入してください。

・法人でない場合は、代表者のみ。
・支店等の代表者と契約を締結する予定である（支店等の代表者名で見積書が発行されている）場合は、その支店等の代表者のみ。

記入上の留意点

1　会社役員全員について記入すること。（法人でない場合は、代表者の氏名を記入すること。）
2　外国人で日本名もある場合は、各々一列に入力すること。
3　アルファベット氏名はカタカナで入力すること。

④ 工事内容に関する書類

補助対象工事の内容や補助金交付申請額の根拠を確認するために必要な資料です。

各補助対象工事の「仕様・性能」「必要書類等」「工事写真の撮り方」「その他注意事項」は、P44～60 の「補助対象工事　仕様表」でご確認ください。

共通

■工事を行う住宅の位置図（附近見取図）

■施工箇所及び施工内容を記載した図面（平面図）

■工事写真等

＊補助申請を行う項目ごとに、「工事前後（隠蔽部は工事中を含む）の状況がわかる写真」と「市の定める仕様・性能を満たしていることを確認できる製品ラベル等の写真」を提出してください。

＊写真だけで仕様・性能等を確認できない場合は、使用材料・設備機器等の性能を証明する資料（メーカー等の納品書、出荷伝票等の写し）を添付してください。

※必要な写真や資料は、申請する項目ごとに異なります。
詳細は P44～60 の「補助対象工事　仕様表」にてご確認ください。

【工事写真撮影時の基本的注意事項】

- 申請する項目ごとに、工事着手前と工事完了後の写真を添付してください。
- 工事着手前の状況が確認できない場合、補助金の交付ができません。
- 工事着手前と工事完了後の写真は同一アングルで撮影してください。
- 断熱改修工事等、工事箇所が仕上げ材等で隠れて確認できないものについては、工事中の写真も添付してください。
- 工事写真撮影時には、申請者名、撮影場所（室名・部位等）、工事内容、撮影日等を記入した黒板等を入れて撮影してください。
- 製品のメーカー名、型番、品番、製造番号等のラベル等が貼られている場合は、ラベルの記載内容が分かる写真を撮影してください。

空き家取得後リノベ型の場合

■契約書・注文書など

発注者（申請者）、工事場所（物件住所）、工事施工業者、契約日、契約金額及び工事期間（工事着手日・工事完了日）が記載されたものの写しを提出してください。

＊工事期間（工事着手日・工事完了日）の記載がない場合は、追記してください。

＊工事着手日が補助金の事前申込日以降となっていることを確認します。

＊工事完了日から２０日以内に補助金交付申請兼実績報告が提出されていることを確認します。

■補助対象工事にかかる経費がわかる工事全体の明細書（見積書・内訳書等）の写し（補助対象工事の項目にマーカー等で印をつけたもの）

＊工事請負契約の根拠となる明細書（見積書、内訳書等）で、発注者、工事場所（物件住所）、工事施工業者、日付（見積日・契約日等）、工事金額、工事期間、工事明細が記載されたものを提出してください。

＊補助対象工事を含めた工事全体の費用の見積書等が必要です。
補助対象工事とその他の工事の費用の区分がわかるようにしてください。
（補助対象工事の項目にマーカー等で印を付ける等。）

＊他の補助事業を併用する場合は、図面及び見積書をマーカーで色分けする等、対象工事箇所が重複しないことがわかるようにしてください。

＊補助金の申請をしている項目の確認ができないものについては、補助対象と認められないため、はっきりと明示してください。

＊見積書に記載のない工事は、補助対象にはなりません。

＊サービス品等、申請者の支払いが生じない工事は、補助対象にはなりません。

＊見積書の発行者は、北九州市内にある事業所（支社、支店、営業所等でも可）としてください。

■工事施工業者が発行した領収書の写し

発注者（申請者）、工事施工業者、契約金額、領収日、但し書き（領収金額の内容を確認するため）が記載されたものの写しを添付してください。

＊契約金額と同額の領収書の写しを提出してください。

リノベ済空き家購入型の場合

■売買契約書の写し

＊売買契約日を確認します。

■【様式第１０号】補助対象工事説明書

＊補助対象工事の工事内容・金額を確認します。

■住宅購入費用を支払ったことがわかる書類（領収書や住宅ローン契約書など）

共通様式

※工事写真の整理にあたっては、上記工事写真台紙（雛形）を参考にしてください。

【工事写真台紙（雛形）】

工 事 写 真

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　工事場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【着工前】　（撮影日　　年　　月　　日）

【施工後】　（撮影日　　年　　月　　日）

専用様式

【北九州市空き家リノベーション促進事業】
様式第１０号（要領第６条関係）

令和　　年　　月　　日

補助対象工事説明書（リノベ済空き家購入型）

補助対象工事		工事内容
エコ工事	□ 開口部断熱改修 □ 内窓設置 □ 外窓交換 □ ガラス交換 □ ドア交換	
	□ 断熱改修 □ 外壁 □ 屋根 □ 天井 □ 床	
	□ 高断熱浴槽ユニットバス設置工事	
	□ エコ住宅設備設置工事 □ 節水型トイレ □ 節湯水栓 □ キッチン(節湯水栓又はビルトイン食器洗機を伴うもの) □ 高効率給湯器 □ 太陽熱利用システム	メーカー名：○○○ 型番：○○○○ （既存撤去費・機器代（取付費含む）・補修費・諸経費）

（１）エコ工事の補助対象工事費の合計金額（税抜） 下記金額　以上 ① 150,000 円　② 300,000 円　③ 450,000 円　④ 600,000 円 ⑤ 750,000 円　⑥ 900,000 円　⑦ 1,050,000 円　⑧ 1,200,000 円	（　⑧　）番 該当する
（２）一般工事 上記（１）エコ工事を含むその他改修工事費の合計金額（税抜） 1,000,000 円　以上 （※（2）を採用する場合は、その他改修工事費の金額がわかる根拠資料を添付してください。）	該当する ・ 該当しない

補助対象工事の内容および費用は上記のとおり、相違ありません。

（買取再販事業者）　住所
商号
代表者

※本社が市外にあり、
営業所が北九州市内にある場合は、営業所名で発行可

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

６　補助金交付請求の手続き

（１）補助金交付請求チェックシート

- 必要な提出書類を補助金交付請求チェックシートで確認し、ご準備ください。
- 提出前に必要書類が揃っていることを確認し、チェックシートの□にチェックしてください。
- チェックシートは、請求書類と一緒に提出してください。

共通様式

北九州市空き家リノベーション促進事業　補助金交付申請書類（添付書類）等一覧
＜補助金交付請求　チェックシート＞

必要な書類が揃っていることを確認し、左の□にチェックしてください。

請求書類

共通			
1	□	原本	【様式第4号】補助金交付請求書
2	□	原本	共通様式　請求書兼領収書
3	□	原本	チェックシート（本紙）

交付申請時に住所変更をしていなかった方			
4	□	原本	住民票（補助対象住宅に住所変更したもの）

（２）補助金交付請求書等の記入要領

補助金交付請求書と請求書兼領収書は、下記の記入要領及びＰ41～42 の記入例を参考に記入してください。

■<u>様式第４号【補助金交付請求書】</u>

■<u>共通様式【請求書兼領収書（委託、工事、補助金等雑用）】</u>

- 補助金交付請求は、工事代金を支払った申請者本人が行ってください。
- 振込先は、申請者本人名義の口座としてください。その他の口座に振り込むことはできません。

共通様式

【北九州市空き家リノベーション促進事業】
様式第４号（要綱第１０条関係）

請求書を提出した日を記入してください。

令和　　年　　月　　日

北九州市長　武内　和久　様

補助金交付申請者の住所、氏名を記入してください。

申請者　（〒803－0000）
住所　北九州市小倉北区〇〇〇１－１
氏名　北九　太郎
固定電話番号　000-0000
携帯電話番号　090-000-0000

固定・携帯どちらかで構いませんが、日中連絡の付きやすい番号を記入してください。

申請書で使用した印鑑（シャチハタ印は不可）

北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付請求書

令和　　年　　月　　日付け北九州市指令建都　　第　　号で補助金額の確定通知があった北九州市空き家リノベーション促進事業補助金について、北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を請求します。

記

1　請求金額

金　額	4 十	0 万	0 千	0 百	0 十	0 円

申請者本人名義の口座情報を記入してください。

2　振込先

振込先金融機関名							
金融機関名	北九小倉	銀行 ~~金庫~~	北九州市役所	~~本店~~ 支店			
預金の種類	普　通 ・ 当　座　（該当を〇で囲む）						
口座番号	1	1	1	1	1	1	1
ﾌﾘｶﾞﾅ	ｷﾀｷｭｳ　ﾀﾛｳ						
口座名義人	北九　太郎						

3　添付書類
（1）北九州市会計規則による請求書兼領収書（委託、工事、補助金等雑用）　※指定用紙

共通様式

左側の「請求書」欄のみ、記入してください。（右側の「領収書」欄は記入しないでください。）

補助金交付申請者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

請求書を提出した日を記入してください

請求書兼領収書（委託、工事、補助金等雑用）

請　求　書	領　収　書
年　月　日	年　月　日
北九州市長　様	北九州市（区）会計管理者　様
下記金額を請求します。	下記請求金額を領収しました。
	収入印紙
住　所	住　所
氏　名　　印	氏
電話番号	

申請書で使用した印鑑（シャチハタ印は不可）

請求金額（頭に￥を入れる。）	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	請求者番号（請求者番号の下６桁を記入）
				￥	4	0	0	0	0	0	

件名　北九州市空き家リノベーション促進事業に係る補助金の支出について（リ○○○）

請求者は、太枠の中だけ記入してください。